



特定非営利活動法人

安全工学会



Japan Society for Safety Engineering



案内書





安全工学会のあゆみ



1957年(昭和32年)7月特定非営利活動法人安全工学会の母体となる安全工学研究会が発足し、会則などを整備し、1961年に安全工学研究会より安全工学協会と改めました。

2004年(平成16年)12月15日特定非営利活動法人安全工学会が発足。

2005年(平成17年)4月1日安全工学協会の事業を引き継ぎ、安全工学協会を解散いたしました。

2010年1月に事務所を横浜から東京に移し現在に至っています。



この会は災害発生の原因の究明、および災害防止、特に予防に必要な科学および技術に関する系統的な知識体系としての安全工学の確立と、経営者、研究者、技術者などに対する安全工学の知識の向上、並びに専門の安全工学技術者の養成などを目的に設立されたものです。

発足当時は、我が国の産業が著しい発展を遂げ、それに伴い火災、爆発、破壊、工業中毒、職業病、労働障害、環境破壊などの産業災害の発生も頻度を増し、その様相もまた複雑化し、これらの産業災害はおびただしいものとなっていました。

これは災害防止の技術が生産技術の進歩に追いつくことが出来なくなっていたためであります。

その後産業における人災は、官民あげての努力の結果、著しく減少してきましたし、環境汚染についても同じようなことが言えます。しかしこれらの潜在危険性は少しも減少しているわけではなく、今後とも人間が存在する限り永遠に継続する問題であります。

また、時代の変遷と共に災害の種類や質なども変化してきており、新たにバイオテクノロジーや半導体などの先端産業において新しい災害の発生が懸念されてきています。

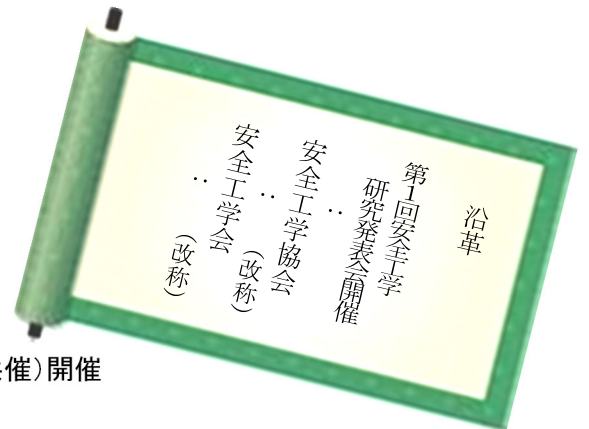
一方、産業以外の場における災害の発生は増加の傾向にあり、更に天災との関連において将来注視していく必要があるものと考えられます。産業の場においての旧来型の事故も減少傾向とは言えず、むしろ増加する傾向さえ見受けられるようになってきています。

安全工学会は安全工学の進歩と普及を通じて産業災害の防止という重大な使命を担って、社会のため、また人類の福祉のため貢献する所存であります。

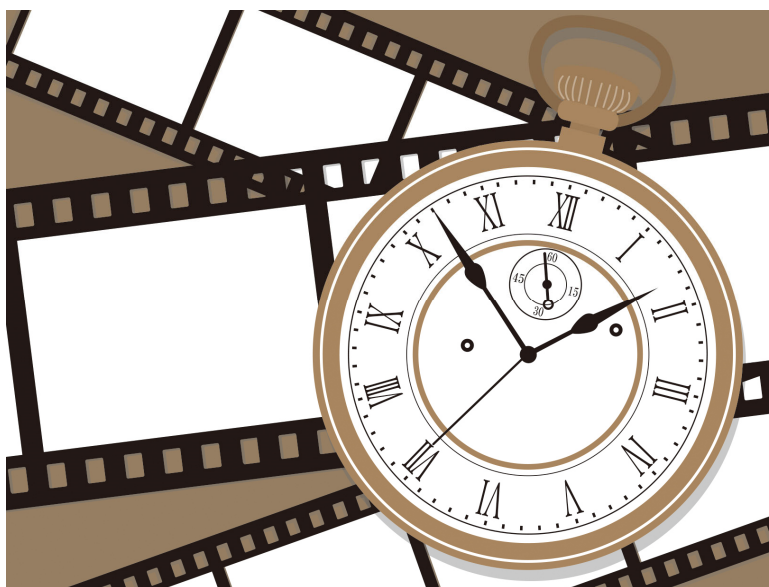
このような活動に関心をもち、共に安全工学の発展に寄与しようと考えられる諸兄の当学会への御入会をお待ちいたしております。

沿 革

1957年 7月16日	第1回安全工学研究会開催
1958年 1月29日	北川徹三氏(横浜国立大学教授)代表者に就任
1960年 8月31日	会則制定
1961年 2月	初代会長:柴田勝太郎氏(東洋高压工業(株))
1961年 5月	安全工学協会に改称
1962年 4月30日	会誌季刊「安全工学」創刊号発行
1967年 5月30日	会長交代 会 長:玉置明善氏(千代田化工建設(株)) 副会長:北川徹三氏(横浜国立大学教授)
1968年 1月17日	協会創立10周年記念行事開催
1968年 7月15日	会誌季刊から隔月号へ移行
1968年 12月10日	第1回安全工学研究発表会開催
1970年 5月19日・20日	第1回安全工学国内シンポジウム(共催)開催
1973年 9月30日	安全工学便覧刊行
1977年 12月 7日	協会創立20周年記念行事開催
1978年 7月25日	会長交代 会 長:北川徹三氏(横浜国立大学教授)
1979年 9月～11月	第1回安全工学セミナー開催
1979年 10月25日	第1回見学会開催
1983年 9月22日	第1回半導体工業用ガスの安全に関する講習会開催
1983年 12月17日	北川徹三会長逝去
1984年 1月26日	会長交代 会 長:村田 勉氏(日本油脂(株)取締役相談役) 副会長:難波桂芳氏(東京大学名誉教授) 副会長:井上威恭氏(埼玉工業大学名誉教授)
1985年 1月14日	第1回災害事例研究会開催
1985年 5月30日	第1回安全工学懇話会開催
1985年 11月19日・20日	第1回新しい安全管理の技術講習会開催
1986年 6月 2日	会長交代 会 長:難波桂芳氏(東京大学名誉教授) 副会長:井上威恭氏(埼玉工業大学名誉教授)
1988年 1月21日	協会創立30周年記念行事開催
1994年 6月 3日	会長交代 会 長:秋田一雄氏(東京大学名誉教授) 副会長:上原陽一氏(横浜国立大学教授) 副会長:橋口幸雄氏(元化学技術研究所)



1995年	6月19日	安全工学協会定款制定
1995年	7月 7日	第1回総会開催
1996年	6月 6日	会長交代 会 長:上原陽一氏(横浜国立大学教授) 副会長:西川禮二氏(三菱ガス化学(株)取締役会長) 副会長:大島榮次氏(東京工業大学名誉教授)
1996年	10月22日	安全工学協会定款細則制定
1998年	2月10日	協会創立40周年記念行事開催
1998年	6月 4日	会長交代 会 長:西川禮二氏(三菱ガス化学(株)取締役会長) 副会長:大島榮次氏(東京工業大学名誉教授)



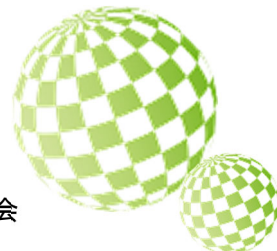
2000年	6月 8日	会長交代 会 長:大島榮次氏(東京工業大学名誉教授) 副会長:三浦 昭氏(三菱化学(株)取締役会長) 副会長:北條英光氏(東京工業大学名誉教授)
2002年	6月11日	会長交代 会 長:三浦 昭氏(三菱化学(株)取締役会長) 副会長:田村昌三氏(東京大学教授) 副会長:武内正明氏(コスモ石油ガス(株)社長)
2004年	6月10日	会長交代 会 長:田村昌三氏(東京大学名誉教授) 副会長:山本一元氏(旭化成(株)常任相談役) 副会長:井上紘一氏(京都大学名誉教授)
2004年	12月15日	特定非営利活動法人 安全工学会 発足
2005年	3月31日	安全工学協会解散
2005年	4月 1日	安全工学協会の事業を安全工学会に全面移行
2006年	5月23日	会長交代 会 長:山本一元氏(旭化成(株)常任相談役) 副会長:小川輝繁氏(横浜国立大学 教授) 副会長:服部勝英氏(日本油脂(株)常務執行役員)
2007年	5月22日	副会長:稲葉由大氏(日本油脂(株)常務執行役員)、服部勝英氏 退任
2007年	12月 6日	安全工学会創立50周年記念行事開催

2008年	5月20日	会長交代	会 長:小川輝繁氏(横浜国立大学 名誉教授) 副会長:小野峰雄氏(丸善石油化学(株) 相談役) 副会長:若倉正英氏((NPO) 災害情報センター 理事)
2010年	1月 6日	横浜から東京都へ事務所を移転	
2010年	5月25日	会長交代	会 長:小野峰雄氏(丸善石油化学(株) 相談役) 副会長:仲 勇治氏(東京工業大学) 副会長:伊藤 東氏(電気化学工業(株)取締役 特別顧問)
2012年	5月22日	会長交代	会 長:仲 勇治氏(東京工業大学 名誉教授) 副会長:伊藤 東氏(電気化学工業(株) 特別顧問) 副会長:高木伸夫氏(有限会社システム安全研究所 所長)
2013年	2月 5日	東京都より仮認定特定非営利活動法人として認定取得	
2013年	4月 1日	保安力向上センターを設立	
2014年	5月27日	会長交代	会 長:伊藤 東氏(電気化学工業(株) 特任嘱託) 副会長:新井 充氏(東京大学 環境安全研究センター教授) 副会長:石丸 裕氏(大阪大学 大学院 特任教授)
2016年	2月 4日	東京都より仮認定資格期限消滅	
2016年	5月19日	会長交代	会 長:新井 充氏(東京大学 環境安全研究センター教授) 副会長:藤原 健嗣氏(旭化成(株)常任相談役) 副会長:鈴木 和彦氏(岡山大学 教授)
2018年	4月17日	特定非営利活動法人 保安力向上センター として登記	
2018年	5月15日	会長交代	会 長:藤原 健嗣氏(旭化成(株)常任相談役) 副会長:三宅 淳巳氏(横浜国立大学 教授) 副会長:中川 昌樹氏(三菱ケミカル(株))
2018年	6月 1日	特定非営利活動法人 保安力向上センター として独立	
2020年	5月29日	会長交代	会 長:三宅 淳巳氏(横浜国立大学 教授) 副会長:武藤 潤氏(鹿島石油株式会社) 副会長:和田 有司氏((国研)産業技術総合研究所)
2022年	5月23日	会長交代	会 長:武藤 潤氏(鹿島石油株式会社) 副会長:伊藤 孝徳氏(住友化学株式会社) 副会長:土橋 律氏(東京大学 教授)



会 員 の 特 典

- 1) 当学会の役員(会長、副会長、理事、監事)に選任される資格を有します。 ※1
- 2) 当学会の安全工学 論文賞、北川学術賞、学術技術奨励賞を授与される資格を有します。
- 3) 普通会员および学生会員は、会誌『安全工学』へ「論文」または「技術ノート」を投稿する資格を有します。 ※2
- 4) 普通会员および学生会員は、安全工学研究発表会で研究成果を発表する資格を有します。 ※3
- 5) 法人会員は安全に関する調査研究を委託することが出来ます。
- 6) 会員相互の安全工学関係の情報交換が出来ます。
- 7) 安全関係情報の実費配布が受けられます。
- 8) 会誌『安全工学』の配布が受けられます。 ※4
- 9) 下記の行事への参加の場合は、参加費の割引があります。 ※5
■安全工学セミナー ■技術講習会 ■安全工学研究発表会 ■災害事例研究会
- 10) 年2回(予定)の現場研修会(旧見学会)は会員様のみご参加いただけます。
- 11) 学会刊行物の会員特価による配布があります。 ※5
- 12) J-Stageで『安全工学』誌の閲覧ができます。(発行後、3年間は会員限定。但し、論文・技術ノートは除く)
 ※6… 発行直後からの全文献閲覧可能



会 費 ほ か 早 見 表



会員の年会費(毎年4月1日より翌年3月31日まで)は、次の通りです。

会 員 種 別		資格証明	入会金	年会費	会誌配布 (上限) ※4	J-STAGE ※6	会誌への 投稿 ※2	参加費等 の割引 ※5	研究発表会 発表資格 ※3	総会 議決権	役員 ※1
法人 会員	維 持	不要	0 円	400,000 円	7部	複数名○	×	複数名○	×	○※7	○
	賛 助	不要	0 円	150,000 円	3部	複数名○	×	複数名○	×	○※7	○
個人 会員	名 誉 ※ 8	不要	0 円	0 円	1部	○	○	○	○	○	○
	普 通	不要	0 円	9,600 円	1部	○	○	○	○	○	○
	学 生	要※9	0 円	4,800 円	1部	○	○	○	○	×	×
	シ ニ ア	要※10	0 円	4,800 円	1部	○	×	○	×	×	×

※7… 会員権行使者のみ ※8… 理事会の承認が必要 ※9… 学生証などの身分を証明するもの

※10… 生年月日が確認できるもの(当該年度の4月1日時点で 65歳以上)

- 会費は前払いです。(支払期限:4月末日) ▶お支払いが遅れる場合は、事前に振込予定日をお知らせください。
- 期日までに入金の確認ができない場合、会誌の送付を一時保留させていただくことがございます。
- 一旦納入された会費は、理由の如何にかかわらず返金いたしかねますので、ご了承ください。
- 退会のお申し出がない場合は、自動継続となります。(「退会届」は原則2月末締切)

入 会 方 法



入会ご希望の方は、当学会ホームページの「本会案内」→「入会案内・各種手続き」の届出様式よりお申込ください。
Eメール、またはFAX・郵送でもお申しいただけます。

入会申込を受付けましたら、折り返しご連絡の上、入会案内書と併せて会費請求書などをご送付いたします。
ご質問等ございましたら学会事務局宛に電話、FAX、またはEメールで入会手続きをお問い合わせください。

安全工学会 ホームページ <https://www.jsse.or.jp/>



安全工学会 事務局

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-5-2 アロマビル6F

TEL : 03-6206-2840

FAX : 03-6206-2848

E-mail : jsse-2004@nifty.com

tetsuduki@jsse.or.jp (入退会・変更手続きの届出はこちら)



維持会員（19社）

（2024年4月 現在）

旭化成株式会社	株式会社ダイセル
ENEOS株式会社	デンカ株式会社
MS & ADインターリスク総研株式会社	東京ガス株式会社
大阪ガス株式会社	東レ株式会社
高圧ガス保安協会	日揮グローバル株式会社
コスモ石油株式会社	丸善石油化学株式会社
信越化学工業株式会社	三井化学株式会社
新コスモス電機株式会社	三菱ケミカル株式会社
住友化学株式会社	株式会社三菱総合研究所
	理研計器株式会社



賛助会員（66社）

（2024年4月 現在）

愛知製鋼株式会社	株式会社住化分析センター	日本カーリット株式会社
味の素株式会社	住友精化株式会社	一般社団法人日本化学工業協会
株式会社ADEKA	石油化学工業協会	日本化薬株式会社
出光興産株式会社	石油連盟	日本原子力研究開発機構
岩谷産業株式会社	セントラル硝子株式会社	株式会社日本触媒 大阪 本社
AGC株式会社	綜研化学株式会社	株式会社日本触媒 川崎製造所
NSスチレンモノマー株式会社	SOMPOリスクマネジメント株式会社	日本ゼオン株式会社
株式会社大阪ソーダ	第一三共株式会社	日本曹達株式会社
大塚化学株式会社	太陽石油株式会社	公益社団法人日本損害鑑定協会
小野薬品工業株式会社	大陽日酸株式会社	日本リファイン株式会社
花王株式会社	株式会社タクマ	能美防災株式会社
株式会社ガステック	TANAKAホールディングス株式会社	富士石油株式会社
株式会社カネカ	千代田化工建設株式会社	藤本化学製品株式会社
関東電化工業株式会社	DIC株式会社	株式会社ブリヂストン
危険物保安技術協会	電源開発株式会社	特定非営利活動法人保安力向上センター
クミアイ化学工業株式会社	東亜合成株式会社	三井・ダウポリケミカル株式会社
株式会社クレハ	東京海上ディーアール株式会社	三菱ガス化学株式会社
KHネオケム株式会社	東ソー株式会社	メルクエレクトロニクス株式会社
高圧ガス工業株式会社	東洋合成工業株式会社	UBE株式会社
光明理化学工業株式会社	株式会社トクヤマ	横浜市消防局
株式会社サイバーディフェンス研究所	成田国際空港株式会社	株式会社レゾナック
JSR株式会社	日油株式会社	
JNC株式会社	日産化学株式会社	

安全工学会 役員(理事、監事)

2022・2023年度の役員は令和4年5月23日の総会で、会長・副会長は同日の理事会で選出されました。
任期は2年です。

※ 2022年 5月 25日更新(五十音順)

職 名	氏 名	報酬	現 職
会長	武藤 潤	なし	鹿島石油株式会社
副会長	伊藤 孝徳	なし	住友化学株式会社
副会長	土橋 律	なし	東京大学
常任理事	桑名 一徳	なし	東京理科大学
常任理事	鈴木 泰之	なし	三重大学
常任理事	辻 佳子	なし	国立大学法人東京大学
常任理事	鳥居塚 崇	なし	日本大学
常任理事	牧野 良次	なし	国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事	大谷 知也	なし	ENEOS株式会社
理事	門脇 敏	なし	長岡技術科学大学
理事	柴田 高広	なし	株式会社三菱総合研究所
理事	澁谷 忠弘	なし	横浜国立大学
理事	白坂 成功	なし	慶應義塾大学
理事	田邊 雅幸	なし	日揮グローバル株式会社
理事	崔 光石	なし	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
理事	土屋 朋也	なし	千代田化工建設株式会社
理事	友清 正博	なし	旭化成株式会社
理事	内藤 浩由	なし	総務省消防庁消防研究センター
理事	中川 昌樹	なし	三菱ケミカル株式会社
理事	森本 勉	なし	三井化学株式会社
監事	佐藤 公紀	なし	MS&ADインターリスク総研株式会社
監事	嶋村 幸仁	なし	筑波技術大学

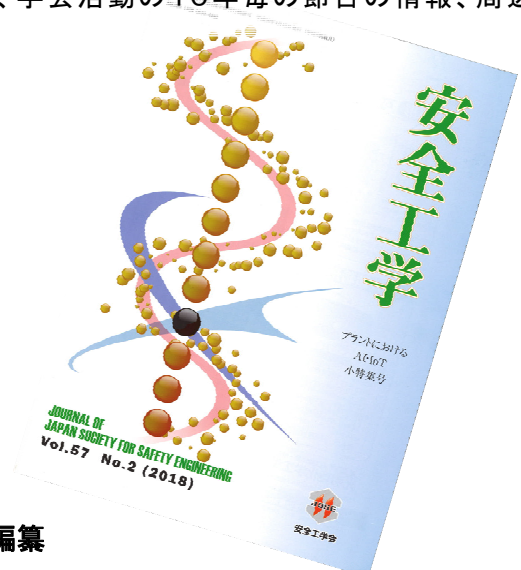


事業内容

1. 専門誌“安全工学”の刊行

安全工学に関する 科学と技術の新しい発見、創造、理論、知識ならびに重要な経験、事例、調査結果などを広く会員に伝えることを目的とし、1962年(昭和37年)4月に創刊号を刊行し、以来1968年までは季刊とし、その後は隔月刊として年6回発行しています。

2006年2月発行(Vol.45 No.1)よりB5版をA4版に変更し、文字の大きさも大きくしています。毎年1～2回はそのときどき時代のニーズに応じて 小特集号 または 特集号を発行しており、そのテーマは、火災爆発のほか、静電気、粉じん、騒音・振動、腐食、破壊災害、自然災害、地震(阪神・淡路大震災、東日本大震災他)、公害、環境汚染(土壌、大気、水質など)、廃棄物、化学物質管理、有害物質の回収、内分泌攪乱物質、医薬・医療、セーフティアセスメント、機能安全、海外プラント建設HSE、人間工学、ヒューマンファクター、リスク管理、セキュリティ、労働安全、労働衛生、安全教育、保安力、訓練、先端技術、水素利用技術、次世代エネルギーなどと幅広く安全に関わる話題を取り入れています。また、学会活動の10年毎の節目の情報、周辺の学協会情報 など特集として取り組んでいます。



2. “安全工学便覧”および“安全工学講座シリーズ”など図書の編集

“安全工学便覧”(1,354頁)の編集を行い1973年(昭和48年)9月に初版をコロナ社から発行しました。わが国唯一の安全工学に関する便覧として関係者の座右の書となっておりました。その後、社会の急激な変化に対応できる 改訂版として、1999年(平成11年)7月に“新安全工学便覧”(B5判 1,042頁)の初版を発行し、2019年7月に改訂第4版が発行されました。

“安全工学講座”は火災、爆発、破壊、故障、人身災害、健康障害、大気汚染、水質汚濁・土壌汚染、騒音・振動の9巻からなり、本会で編集、海文堂から出版されています。(※後述の(参考)出版物リストをご参照ください。)

2012年には安全工学会が30年以上にわたって実践してきた「安全工学セミナー」のテキストを基に大学、企業、研究機関 等各専門分野の直近の講師陣が新規の情報を加えて編集した“実践・安全工学シリーズ”が、化学工業日報社より発刊されました。



3. 安全工学研究発表会

爆発、火災、反応危険性、材料・設備の劣化、設備診断、非破壊検査、プラントの安全性、危険性評価、機械の安全、電気・電子システムの安全、情報システムの安全、土木建築の安全、リスク管理、ヒューマンファクター、消費者安全、製品安全、環境安全、労働安全、その他 安全工学に関わる諸分野の研究発表の場として、1968年(昭和43年)から 毎年11月末から12月初旬に定期的に開催しております。毎回200名前後の参加者を得、盛況を極めております。

従来、東京近郊と地方とを毎年交代で開催し、最近では、金沢、長岡、米子、姫路と全国で開催しました。

1997(平成9年)年からオーガナイズドセッションと技術展示会を実施し、2017年には学会創立60周年にあたり、APSS(Asia Pacific Safety Symposium 2017)を併せて開催しました(北九州)。2019年には学会の将来構想を睨んで、パネル討論、及びワークショップを開催しました。2020年～2021年はコロナウイルス感染症拡大のため、インターネット開催となりましたが、2022年は鳥取県米子市、2023年は兵庫県姫路市で現地対面(及びWeb配信を併用したハイブリッド)での開催が実現しました。

今年は、2024年12月5日～6日に富山県富山市(富山国際会議場)で開催します。



4. 安全工学シンポジウム

1970年(昭和45年)から毎年、日本学術会議主催、30あまりの学協会と共催で“安全工学シンポジウム”を開催しています。幹事学会として安全工学会・日本機械学会・日本化学会・電気学会・日本建築学会・土木学会・日本人間工学会・日本原子力学会の8つの団体が担当しており、今年は2024年(令和6年)6月に安全工学会が、開催を担当します。

5. 安全工学セミナー

安全工学の基本から応用まで、一貫した徹底的な教育を行うもので“火災・爆発の予防”をテーマに第1回を1979年(昭和54年)秋、延12日間開講しました。以後毎年9月～翌年1月に開講しています。1997年度(平成9年)からは内容を一新し、物質危険講座、危険現象・予防対策講座、安全解析・安全管理講座とし、受講対象者を明確にして開催し大変好評です。現在は“化学品を扱うプロセスの災害防止”をテーマに物質危険性講座、危険現象講座、プラント安全講座、安全マネジメント講座の4つの講座を2日間ずつ4回に分けて開催し、安全および安全工学の知識・予防の権威20名前後の講師を迎えて開催しております。

また、関西地域の安全工学の普及を図る目的で、1997年(平成9年)に第1回安全工学関西セミナーを開催し、2005年以降、関西のみでなく別地域にも広げる意味で安全工学地域セミナーとして、岡山、九州、四日市など各地で、テーマも“火災・爆発の予防”に限定せず、幅広い話題により、開催しています。

6. 安全工学講習会

火災、爆発、破壊、公害、環境改善など安全工学上の主要問題につき、一流講師を招いて講習会を開催しています。近年は、技術講習会「安全工学実験講座」を15回、新しい安全管理の技術講習会を30回、半導体工業用ガス(エレクトロニクス産業用ガス に名称変更)の安全に関する講習会を17回 開催しています。このほか、他団体と共催で、各種安全セミナーを開催しています。

7. 災害事例研究会

1979年(昭和54年)より開講いたしました。産官学における調査研究専門の方をお招きし、各種災害事例を解説していただき、参加者との質疑応答、討論を通じてその防止対策を考えます。

2018年までに51回実施しました。

8. 国際会議

8-1 APASES とAPSS

1999年(平成11年)に日本と韓国の安全工学会同士の会合が韓国で初めて開催されました。

これを拡大した形でAPSS2001(Asia Pacific Symposium on Safety 2001)として2001年11月に京都で開催しました。出席者は221名(日本:141、韓国:54、台湾:10、中国:6、タイ・ベトナム:各2、カナダ・フィンランド・オランダ・シンガポール・英国・米国:各1)で、この時に以後定期的に開催することが決まり、APSS2003-台湾、APSS2005-中国、APSS2007-韓国釜山、APSS2009-大阪、APSS2011-韓国済州島、APSS2013-シンガポール、APSS2017-北九州(安全工学研究発表会と併せて開催)、APSS2019-大連で開催されました。今年(2023)は、タイで開催します。

また、APASES(Asian Pacific Association of Safety Engineering Societies)が2003年10月2日に大島榮次氏を初代会長にして設立されました。設立メンバーは日本、韓国、中国、台湾、シンガポールの安全工学関係に携わる代表者です。

8-2 WCOGI 国際会議

WCOGI(World Conference of Safety of Oil and Gas Industry)はアメリカ、韓国、並びにヨーロッパのプロセス/物質・エネルギー分野の安全に関わる技術会議でこれら諸問題について技術情報の自由な交換を目的に、2007年韓国で最初に開催されました。

2014年6月に岡山コンベンションセンターにおいて、安全工学会と化学工学会との共催により第5回目のWCOGI(WCOGI2014)が「エネルギーとプロセス産業の未来のための安全と環境」をテーマとして開催されました。中国・韓国など11カ国、54名の海外参加者を含めて220名の参加のもと、口頭発表80件、ポスター発表28件の発表が行われました。

8-3 4th CCPS Global Summit on Process Safety

最近の海外、我が国の、重大事故事例から、プロセス安全の重要性が増していることが伺えます。これらに関わる国際的な学術・技術会議であるCCPSグローバルサミットを日本で開催し、我が国、アジア、米国、欧州などからの技術者・研究者が、自由かつ活発な意見・技術・情報交換を行う事で、我が国のみならず世界のプロセス安全のレベル向上をはかります。特に、本サミットでは、我が国が持つ安全技術・安全文化を全世界に発信すると共に、海外からの各種技術・情報を積極的に取り入れることにより、我が国のプロセス安全技術が世界のトップとなる機会となることを期待します。また、若手研究者・技術者が、世界の場で発表・討議を行い、人的なネットワークの形成、討議などによる成長の機会を作ることができます。

(過去の開催経緯)

第1回	2014年12月15日～16日	インド、ムンバイ
第2回	2015年11月 3日～ 5日	マレーシア、クアラルンプール
第3回	2016年12月 4日～ 5日	サウジアラビア、ダンマン
第4回	2017年 9月12日～13日	岡山県岡山市
:		
第7回	2023年11月27日～29日	兵庫県姫路市

8-4 プロセス安全シンポジウム

上記、4th CCPS GSPSを契機に、国内大手石油・石油化学9社を軸とした産業界が、プロセス安全シンポジウムの開催を続けており、安全工学会は、これの支援を続けている(プロセス安全は、学会の大黒柱の大切な一つ)。

2018年 岡山
2019年 四日市
2020年 インターネット(COVID-19拡大のため)
2021年 同上
2022年 米子市(ハイブリッド)

9. 現場研修会(旧見学会)

1974年(昭和54年)から本学会の会員のみ参加の特典として研究所や企業を見学する“見学会”の開催をはじめました。最近では、JR東日本総合研修センター、昭和電工川崎事業所、国立環境研究所、コスモ石油千葉製油所、デュポン宇都宮事業所、住友化学千葉工場、チッソ石油化学五井製造所、三井化学市原工場、消防研究センター、航空装備研究所、陸上装備研究所、産業技術総合研究所、労働安全衛生総合研等を見学しております。

2014年からは名称を現場研修会と改名して、いろいろな研究所や、企業などの現場を見て安全に関する実態を研修し、情報共有しています。

10. 学会賞表彰

(1) 安全工学論文賞の授与

1978年(昭和53年)から毎年会誌“安全工学”に掲載された優秀な論文を選んで賞を授与しています。

(2) 玉置功労賞、北川学術賞の授与

1984年(昭和59年)に玉置賞、北川賞が新設されました。1989年(平成元年)から安全工学協会玉置功労賞、北川学術賞とそれぞれ名称を変更しました。両賞とも選考委員会を設置して、選考に当たっています。2004年からは安全工学会の発足とともに安全工学会玉置功労賞、安全工学会北川学術賞となっています。玉置功労賞は、長年安全工学協会会長として、安全工学協会の発展に寄与された、元千代田化工建設(株)社長 故玉置明善氏を記念して設けられました。安全に関する研究・技術の開発・応用、安全管理等、または安全工学会の発展に著しく貢献があった活動歴のある個人に授与されます。

北川学術賞は、本学会の設立者であり、長年会長、副会長として安全工学協会の発展のため貢献された、元横浜国立大学教授故北川徹三氏を記念して設けられました。安全に関する学術、教育、啓蒙等に著しく貢献があった会員個人に授与されます。

(3) 学術技術奨励賞

2005年度から奨励賞が設けられました。これは安全工学研究発表会においてすばらしい発表を行った若手研究者に贈られるものです。2020年6月に学術技術奨励賞となり、今後の活躍が期待される中堅層を奨励します。2019年11月から新設の学生講演賞・優秀講演賞(下記)とあわせて3つの賞に分かれることになりました。

(4) 学生講演賞・優秀講演賞

2019年度の安全工学研究発表会から、これまでの奨励賞が「学生講演賞」および「優秀講演賞」に生まれ変わり、新たに「安全工学奨励賞」が新設されました。

「学生講演賞」および「優秀講演賞」は、学生会員および若手普通会員による学会活動を奨励し、プレゼンテーション力の向上をうながし、安全工学研究発表会の活性化をはかることを目的とします。



各表彰者は、ホームページにて公開しています。

11. 受託研究

官庁や本学会の団体会員会社からさまざまな安全工学上の調査、研究の依頼を受け、その都度、権威の方々により委員会を組織し調査研究を実施し、その結果を報告しています。

受託年度	受託者	受託事業
1990～1991年度	奈良県	粗大ごみ処理施設爆発火災等安全対策調査研究
1990～1991年度	東京都	家庭用殺虫剤の安全に関する調査研究ほか
1991年度	A 社	超音波式液面計の安全性に関する調査研究(Ⅱ)
1992年度	B 社	秦野市開発工事環境調査
1992～1993年度	(財)石油産業活性化センター	高濃度メタノール混合燃料の安全性に関する調査
1994年度	C 社	洗浄機の防爆等安全に関する調査研究
1987～1997年度	(財)日本防災協会	繊維製品の総合的燃焼試験法の開発に関する基礎的調査研究(Ⅰ～ⅩⅡ)
2000年度	D 社	

受託年度	受託者	受託事業
2001～2003年度	(社)日本能率協会	「安全基礎シリーズ」ソフトウェアの企画制作
2002年度	経済産業省	平成14年度化学物質を取り扱うプロセスに係るスタッフエンジニアのための高度安全教育プログラムの構築
2003年度	E 社	ショッピングセンター生ごみ処理機爆発事故の原因調査および安全性評価
2003年度	(社)化学工学会	化学プラントの安全に係る技術者Web教材制作
2004年度	(財)石油産業活性化センター	平成16年度石油産業におけるヒヤリハットの整理・分類および解析手法に関する調査
2004年度	(社)化学工学会	化学プラントの安全に係る技術者Web教材制作
2004年度	F 社	化学物質水溶液の危険性評価試験
2005年度	(財)石油産業活性化センター	平成17年度ヒヤリハット・事故情報処理システム、ヒヤリハット・事故情報データベースの設計
2005年度	(社)化学工学会	化学プラントの安全に係る技術者Web教材制作
2005年度	G 社	店舗施設の安全・防災の向上を目指した、店舗安全査察と安全安心規程作成指導
2005年度	H 社	複合固形燃料他の危険性評価試験
2006年度	(財)石油産業活性化センター	平成18年度ヒヤリハット・事故情報処理システム、ヒヤリハット・事故情報データベースの設計
2006年度	経済産業省	平成18年度原子力発電施設等安全性実証解析等(原子力発電施設等社会高度化)事業
2007年度	(財)石油産業活性化センター	平成19年度ヒヤリハット・事故情報処理システム、ヒヤリハット・事故情報データベースの設計
2007年度	経済産業省	平成19年度石油精製業保安対策事業(高圧ガス設備の供用期間中における総合管理の保安技術の調査)
2008年度	(財)石油産業活性化センター	平成20年度統合安全システムに関する調査
2008年度	経済産業省	平成20年度石油精製業保安対策事業(ヒューマンファクターを考慮した事業者の保安力評価に関する調査研究)
2009年度	(財)石油産業活性化センター	平成21年度統合安全システムに関する調査
2009年度	経済産業省	平成21年度石油精製業保安対策事業(ヒューマンファクターを考慮した事業者の保安力評価に関する調査研究)
2010年度	(財)石油産業活性化センター	平成22年度統合安全システムに関する調査
2010年度	経済産業省	平成22年度石油精製業保安対策事業(ヒューマンファクターを考慮した事業者の保安力評価に関する調査研究)
2012年度	経済産業省	平成24年度我が国製油所の事故の要因分析調査
2013年度	経済産業省	平成25年度現場保安力維持向上基盤強化事業(現場保安力維持・向上に向けた調査・分析)
2014年度	経済産業省	平成26年度現場保安力維持向上基盤強化事業(現場保安力維持・向上に向けた調査・分析)
2015年度	経済産業省	平成27年度石油精製業保安対策事業(現場保安力維持・向上に向けた調査・分析)
2016年度	経済産業省	平成28年度電気施設保安制度等検討調査(我が国電気施設等の保安力の評価・向上に係る調査)



出 版 物

会誌“安全工学”のほかに、次のような刊行物がありますのでご利用ください。

♥ 書籍名	発行年月	価格(円)
・「事故・災害事例とその対策」安全工学協会 編	2005/11	4,000+消費税
・「火災爆発事故事例集」安全工学協会 編	2002/01	5,000+消費税
・「ガスおよび蒸気の爆発限界」	1999/02	5,000+消費税
・「新安全工学便覧」安全工学協会 編	1977/07	30,000+消費税
・「新安全工学便覧(第4版)」安全工学会 編	2019/07	38,000+消費税 会員15%off (送料無料)
・「半導体工業用材料ガス安全ハンドブック」[下記とセット料金]	1990/04	} 10,000+消費税 (セット価格)
・「半導体工業用材料ガス安全ハンドブック 改訂版」	1996/03	
・「別冊安全工学ー阪神・淡路大震災特集」	1997/01	5,000+消費税
・「プロセスの熱的安全」(スイス化学工業安全専門委員会編 翻訳)	1995/04	4,000+消費税
・「化学プラントの事故事例」T.A.Kletz 氏著 翻訳	1980/04	900+消費税
・「消火薬剤のはなし」	1982/06	1,000+消費税
・「こんな時に事故が起こる」(事故未然防止の基本)	1991/10	900+消費税
・「実践・安全工学」 シリーズ1「物質安全の基礎」	2012/07	5,000+消費税
シリーズ2「プラント安全の基礎」	2012/08	5,000+消費税
シリーズ3「安全マネジメントの基礎」	2013/01	3,500+消費税
・プロセスの運転安全	2012/06	2,400+消費税
・プロセスの設備安全	2013/11	2,400+消費税
・「劇毒物の危険度の把握方法の開発」(1)～(5)	1982/3～1986/03	3,000+消費税 各1冊
♥ 講演予稿集(各年度)		
・安全工学研究発表会		6,000(税込) ※ 会員価格
・安全工学シンポジウム		5,000(税込)
・APSS講演予稿集 2009		10,000(税込)
・WCOGI 2014要旨集		5,400(税込)

※ 送料別:実費 (ただし、新安全工学便覧(第4版)以外)

※ 非会員の方は、前払いとなります。



特定非営利活動法人 安全工学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人安全工学会という。また、英文名を Japan Society for Safety Engineering といい、略称を安全工学会又は J S S E とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区日本橋茅場町三丁目五番二号アロマビル 6階*¹⁾ に置く。

(目的)

第3条 この法人は、主として産業に係わる安全の諸問題を広く工学的に調査・研究し、各種災害の防止のための知識・技術の向上及び普及を図り、もって産業及び学術の発展並びに社会の安全・安心の獲得に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 科学技術の振興を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 安全工学に関する研究・教育事業
- (2) 安全工学に関する普及啓発事業
- (3) 安全工学に関する調査研究及び情報収集提供事業
- (4) 安全工学研究の奨励及び研究活動等の表彰
- (5) 安全工学に関連する国内外の団体との連携及び協力
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は以下の7種とし、維持会員、賛助会員、普通会員、名誉会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

維持会員	この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
賛助会員	この法人の事業を賛助するために入会する個人及び団体
普通会員	この法人の目的に賛同して入会し、活動に参加する個人
名誉会員	この法人の活動に対し特に功労があった者及び学識経験者
学生会員	この法人の目的に賛同して入会し、活動に参加する学生
シニア会員	この法人の目的に賛同し活動に参加する 65 歳以上で当該会員を希望する個人
研究事業会員	本会が企画する研究事業に携わる個人及び団体

(入会)

第7条 名誉会員以外の会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 名誉会員以外の会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 名誉会員は、理事会の承認をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 名誉会員以外の会員は、理事会で定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費の納入を要しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した社員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以下
- (2) 監事 1名以上3名以下
- 2 理事のうち、1名を会長とし、副会長及び常任理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、定款施行細則（以下、「細則」という。）に定める推薦委員会が社員の中から候補者を選出し、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 常任理事は、この法人の常務を処理するものとする。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長及び副会長の任期は2年とし、再任は1回までとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 4 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した社員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(評議員)

第20条 この法人に、20名以下の評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会の議決を経て、会長がこれを任免する。
- 3 評議員は、評議員会において、理事会からの諮問及び評議員の動議に応じて審議を行い、この会長に対し、勧告及び進言を行う。
- 4 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 前4項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、社員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 業計画及び予算並びに事業計画の変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した社員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、緊急の場合については総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 社員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数(書面による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、社員全員が書面による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事から第15条第6項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて、書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数並びに出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

日時及び場所

理事総数及び出席者数並びに出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

審議事項

議事の経過の概要及び議決の結果

議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画書及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経て、次の総会に報告することとする。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。ただし、この場合、次の総会に報告することとする。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その事業年度の収入をもって償還する短期借入については、理事会の議決を経るものとし、総会の議決は要しないものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第58条 事務局長の任免は、理事会の議決を経、会長が行う。

2 職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (会長) 田村 昌三

理 事 (副会長) 山本 一元、井上 紘一

理 事 市川 和登、植松 憲司、小川 輝繁、尾崎 裕、
小畑 一義、小松原 明哲、佐藤 研二、佐藤 吉信、
塩崎 保美、関根 和喜、野口 和彦、藤田 哲男、
藤原 修三、前田 豊、増田 優、松原 美之、
若倉 正英

監 事 梶野 崇、緑川 克巳

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 18 年 3 月 31 日決算に係る通常総会の終結時までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	維持会員（個人及び団体）	入会金 0 円	年会費	400,000 円
(2)	賛助会員（個人及び団体）	入会金 0 円	年会費	150,000 円
(3)	普通会員（個人）	入会金 0 円	年会費	9,600 円
(4)	学生会員（個人）	入会金 0 円	年会費	4,800 円

附則

- * 1) この定款は平成 21 年 5 月 26 日総会に於いて第 2 条の主たる事業所を「神奈川県横浜市中区」から「東京都中央区」に改訂する。

この定款は、東京都知事の認証のあった日（平成 21 年 11 月 12 日）から施行する。

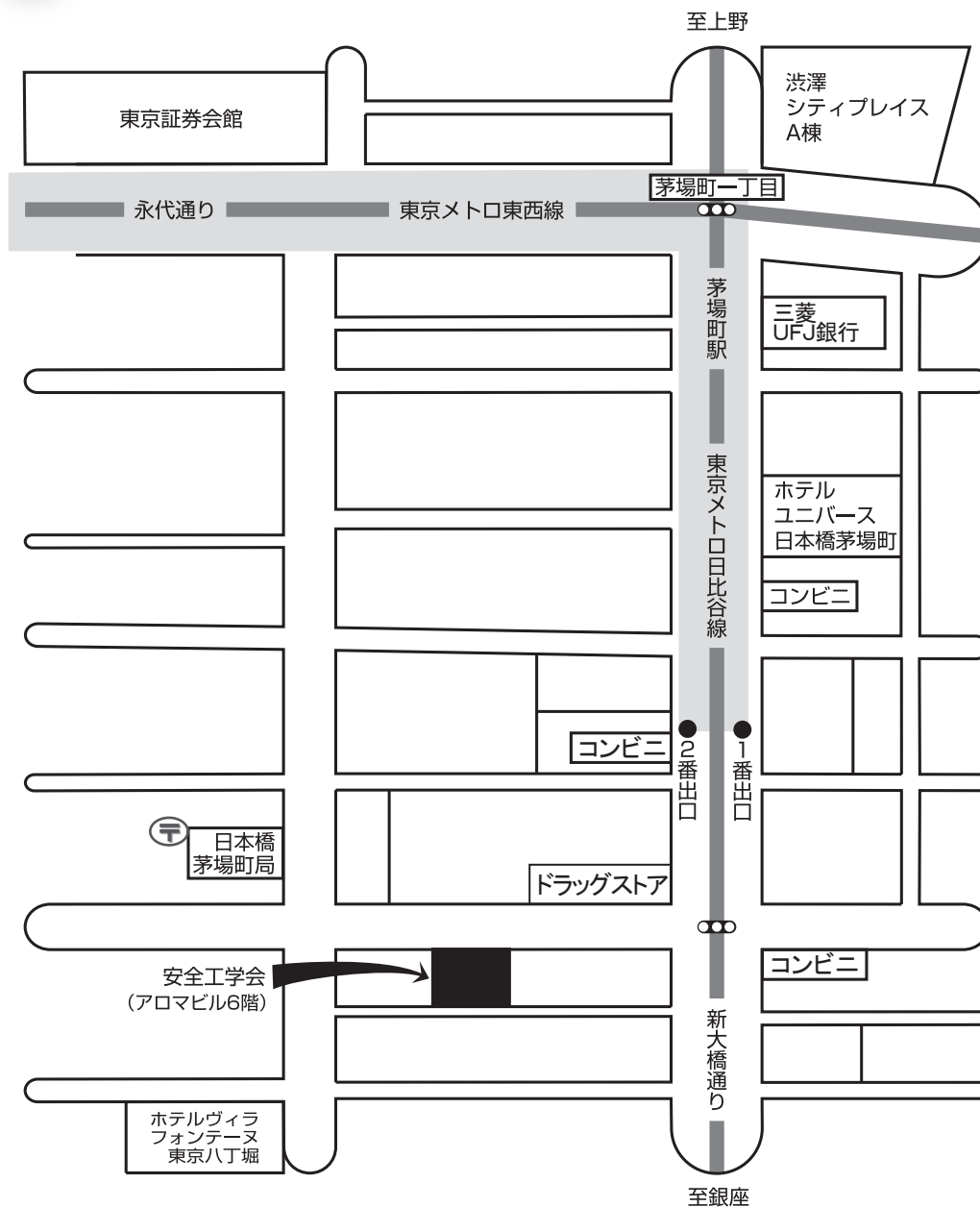
附則

この定款は平成 25 年 5 月 22 日の総会にて全面的に改定する。

この定款は、東京都知事の認証のあった日（平成 25 年 10 月 7 日）から施行する。



ACCESS MAP



〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町3-5-2 アロマビル6F

- 東京メトロ 日比谷線・東西線「茅場町」駅 2(1)番出口より徒歩1～(2)分
- JR京葉線・東京メトロ 日比谷線「八丁堀」駅 から徒歩5分

TEL:03-6206-2840

FAX:03-6206-2848

E-mail : jsse-2004@nifty.com

<https://www.jsse.or.jp/>